

令和5年度 高梁市地域公共交通会議 第1回運賃専門部会 次第

日時：令和6年2月22日（木）13：45～

場所：高梁市図書館 4階多目的室

1. 開 会

2. 説 明

3. 議 事

議 題：備中松山城観光乗合タクシーの料金改定について（宍戸ピオーネ交通）

- ・事務局説明
- ・運行事業者説明

4. 閉 会

令和5年度 高梁市地域公共交通会議 第2回運賃専門部会 次第

日時：令和6年2月22日（木）13：55～

場所：高梁市図書館 4階多目的室

1. 開 会

2. 議 事

議 題：備中松山城観光乗合タクシーの料金改定について（備北タクシー(株)）

- ・事務局説明
- ・運行事業者説明

3. 閉 会

～ 資 料 ～

- 1 運賃専門部会について
- 2 備中松山城観光乗合タクシーの料金改定について
- 3 道路運送法第9条第5項に基づき提出された意見
- 4 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

運賃専門部会について

1 概要

- 令和5年10月1日の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」施行に伴い、同日付けで、道路運送法が改正された。
 - ① 従前からの乗合バスに加え、タクシーについても、地域の関係者間で協議が調ったときは、国土交通大臣への届出のみ（認可不要）で、運賃・料金の上限を定めることが可能となった。
 - ② 従前は、地域公共交通会議や法定協議会において、乗合バスの運賃等の協議をすることとされていたが、当事者以外の運送事業関係者が協議に加わることは独占禁止法に抵触するとして、これらの場での協議が不可となった。（タクシー運賃の協議も同様）
 - ③ 自家用有償旅客運送に係る協議の場として定められていた「運営協議会」が廃止された。

2 関係法令

道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条（1～3省略）

- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。
 - 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
 - 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
 - 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者
- 5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 6 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 7 国土交通大臣は、第三項若しくは第四項の運賃等又は前項の運賃若しくは料金が次の各号（第三項又は第四項の運賃等にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃等又は運賃若しくは料金を変更すべきことを命ずることができる。
 - 一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。

- 二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- 三 他の一般旅客自動車運送事業者（一般旅客自動車運送事業を営む者をいう。以下同じ。）との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

高梁市地域公共交通会議設置要綱（抜粋）

（専門部会）

第7条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、専門部会をおく。

- 2 専門部会の構成員は、委員の中から会長が選任する。
- 3 専門部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。
- 4 専門部会は、申請内容の事前審査、交通会議の円滑な運営のための方法（関係者の合意に関する部分を除く。）の審査を行い、専門部会において審査した事項に関して交通会議に報告する。

<参考>

名称	① 法定協議会	② 地域公共交通会議	③ 運賃協議会(仮称)【R5.10.1 新設】	④ 地域協議会
根拠法令等	活性化再生法第6条	道路運送法施行規則第4条第2項	道路運送法第9条第4項、第9条の3第3項	道路運送法施行規則第15条の4第2項
設置者	地方公共団体	1又は複数の市町村長、都道府県知事		都道府県
目的	地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議	一般乗合旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する必要となる事項を協議（運賃の協議を除く）	一般旅客自動車運送事業の運賃に関する協議 ※協議を行った場合、国交大臣の認可不要（届出で可）	一般乗合旅客自動車運送事業者の行う路線定期運行に係る路線の休止又は廃止に関する協議（道路運送法第15条の2関係）
対象となる交通機関	多様な交通モード	乗合バス・乗合タクシー、自家用有償旅客運送	乗合バス、タクシー（乗合・乗用）	乗合バス・乗合タクシー※路線定期運行
構成員 [◎は必須]	◎地方公共団体 ◎公共交通事業者等 ◎道路管理者 ◎港湾管理者 ◎公安委員会 ◎地域公共交通の利用者 ◎学識経験者 ○その他必要と認める者 (協議会への助言) ○主務大臣 ○都道府県	◎地方公共団体の長（主宰者） ◎一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 ◎住民又は旅客 ◎地方運輸局長 ◎一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 ◎区域内で現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等（自家用有償旅客運送の協議を行う場合） ○学識経験者 ○道路管理者 ○都道府県警察 ○その他必要と認められる者	◎市町村又は都道府県 ◎当該運賃を定めようとする一般旅客自動車運送事業者 ◎地方運輸局長 ◎市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者 ※上記以外の出席者は不可（ほかの事業者や業界団体などが出席すると、独占禁止法に抵触する恐れあり） ※協議前に住民、利用者、その他利害関係者の意見を反映させるための措置を講じなければならない（法第9条第5項）	◎関係する都道府県、市町村、地方運輸局長又はその指名する職員 ◎関係する旅客自動車運送事業者
備考		法定協議会で協議してもよい。	①や②のWGとして設置することも可（出席できる範囲に注意すること）	

↑※今回の運賃専門部会

3 今回の構成員

区 分	所 属	氏 名	備 考
住民代表	高梁地域まちづくり協議会 会長	代理 三 村 秀 樹	
	有漢地域まちづくり協議会 会長	植 木 哲 夫	
	成羽地域まちづくり協議会 副会長	東 健 次	
	川上地域まちづくり協議会 会長	山 本 榮 三	
	備中地域まちづくり協議会 会長	岡 崎 重 登	
	高梁市民生委員児童委員協議会	湯 浅 美 登 里	
	公募	鳴 川 忠 男	
	公募	清 水 美 保 子	
市	副市長	丹 正 鎮 夫	
学識経験者	岡山大学学術研究院 環境生命自然科学学域 教授	橋 本 成 仁	オブザーバー
地方運輸局	中国運輸局岡山運輸支局 首席運輸企画専門官	吉 田 奈 美	
県	岡山県県民生活部 県民生活交通課 主幹	原 弘 好	オブザーバー

区 分	所 属	氏 名	備 考
当該運賃を定めようとする 運送事業者	有限会社ピオーネ交通 代表取締役	西 本 隆 之	第1回 運賃専門部会
	備北タクシー株式会社 代表取締役	小 野 伸 一 郎	第2回 運賃専門部会

備中松山城観光乗合タクシーの料金改定について

◆概要（導入からの経緯）

「備中松山城観光乗合タクシー」事業は、平成19年度の JR 西日本「岡山デスティネーションキャンペーン」実施に伴い、備中松山城への観光客受け入れのため、市の補助事業として開始した。（市内タクシー事業者2社、利用料500円（片道））

「備中松山城雲海展望台乗合タクシー」事業は、平成27年3月に当時の天空の山城ブームによる観光客の激増に対応するために「備中松山城観光乗合タクシー」と同様、市の補助事業として開始した。（市内タクシー事業者2社、利用料1,500円（往復））

両事業は平成31年度（令和元年度）からタクシー事業者による独自事業とし、その際に利用料をそれぞれ600円、2,000円に、令和3年度よりそれぞれ800円、3,000円に改定したところである。

今回、通常タクシーの利用料とのバランスや継続的な運行のための採算性等を考慮し、【備中松山城観光乗合タクシー】の料金改定を検討している。

◆利用実績（令和5年度は令和5年12月末現在）

年度	備中松山城 観光乗合タクシー	備中松山城 雲海展望台 観光乗合タクシー
	利用人数	利用人数
H28年度	7,792	746
H29年度	7,570	737
H30年度	7,493	792
R元年度	8,459	626
R2年度	1,383	408
R3年度	1,164	329
R4年度	2,218	443
R5年度	2,000	460

<パンフレット>



現在の運行事業者：①備北タクシー株式会社、②有限会社ピオーネ交通

◆料金改定案（令和6年4月1日より）

備中松山城観光乗合タクシー：片道 800円 → 片道 1,000円

道路運送法第9条第5項に基づき提出された意見

資料3

期間：令和6年1月25日（木）～2月12日（月）：計19日

方法：下記アンケートを「備中松山城観光乗合タクシー」内へ掲示し、QRコード読取りにて回答



内容

1. どこから来られましたか：岡山県内・岡山県外（選択）
2. 年代：20代未満・20代・30代・40代・50代・60代・70代以上（選択）
3. 高梁市への来訪回数：居住者・初めて・2回目・3回目・4回目以上（選択）
4. 「備中松山城観光乗合タクシー」を何で知りましたか。（選択・その他は記述）
 - ・市または観光協会のホームページ
 - ・観光パンフレット
 - ・観光案内所で知った
 - ・口コミや SNS
 - ・その他（ ）
5. 「備中松山城観光乗合タクシー」は現在1乗車800円ですが、いくら位が良いと思われますか。（選択）
 - ・800円
 - ・900円
 - ・1,000円
 - ・1,100円
 - ・1,200円
6. 「備中松山城 観光乗合タクシー」についてご意見がありましたらお知らせください。（記述）（ ）

回答（7件：うち利用者4件、関係者3件）

意見	対応
岡山県外 60代 高梁来訪2回目 市または観光協会のホームページ参照 800円希望 私が利用した備北タクシーの運転手さんは高梁市の歴史等の説明もしてくださりととても親切でした。乗り合い利用 限定グッズがあれば嬉しいです。	運行事業者及び観光協会等へ情報提供を行い検討します。
岡山県内 30代 高梁市来訪4回目以上 観光パンフレット参照 800円希望 乗り合わせのタクシーで1人1,000円になると少し高い気になる。	
岡山県内 30代 高梁市来訪4回目以上 観光パンフレット参照 900円希望 岡山県内 50代 高梁居住者 観光案内所より 800円希望	
（一社）高梁市観光協会 乗合タクシーについて、WEBでの予約決済や旅行会社での委託販売など手数料が伴う販売方法が求められている。現行の料金で事業者が賄えないのであれば、料金を改定し対応する必要があると強く感じる。 一方、1人1,000円となると、お1人のお客様でなければお得感が示せずご提案できる範囲が狭まると感じているが、これまでも2人組の方には、通常のタクシーと乗合タクシーの双方をご提案しており、オペレーション上の問題はない。	運行事業者へ情報提供を行います。
高梁市観光課 1,000円希望 ・現在800円での運行となっているが、昨今の人件費、燃料費の高騰によって、料金値上げは妥当と考える。 ・一人乗車であればお得な値段設定になっていること、金額より時間を優先する観光傾向にあることから、対価に見合うサービス内容とであると判断される。	運行事業者及び観光協会等へ情報提供を行います。
高梁市観光案内所（高梁市図書館内） ・備中高梁駅前9:50発の便のお客様は、備中高梁駅9:14着のJR普通列車ご利用の方が大半を占めている現状です。そのため待ち時間が長くなっています。春のJRのダイヤ改正時には乗合タクシーの出発時間も検討をお願いしたい。	

(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和6年2月22日付け、高梁市地域公共交通会議運賃専門部会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

備中松山城観光乗合タクシー

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

別紙のとおり

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

既存の料金片道800円を片道1,000円とする。

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付する場合には、その条件

令和6年4月1日から適用する。

令和6年 月 日
高梁市地域公共交通会議
運賃専門部会
会長 丹正 鎮夫

備中松山城観光乗合タクシー制度新旧対照表（案）

	現行	新 (予定：令和6年4月1日～)	
運行日	毎日	現行通り	
運行便数	行き・帰り4便/日		
運行ルート	備中高梁駅～ふいご峠駐車場		
運行距離	4.2km		
所用時間	10分		
運行ダイヤ	行き便 (備中高梁駅発)		① 9:50
			② 11:20
			③ 12:50
			④ 14:20
	帰り便 (城見橋公園発)		① 11:40
		② 13:10	
		③ 14:40	
		④ 16:10	
運行事業者	ピオーネ交通 備北タクシー		
予約締切	前日17:00まで		
料 金	片道 800円	片道 1,000円	